

## =お知らせ=

### 平成30年度 下半期 CO・HC 測定器校正の実施計画について

通達に基づき、認証工場を対象とする標記定期校正を下記により実施します。

なお、該当支部の事業場には、追って通知をお送りします。

平成30年度下半期 CO・HC定期校正計画表

支 部	年 月 日	実 施 場 所	時 間
南アルプス北	平成31年1月21日(月)	アクティブカーズ	9:30~16:00
南アルプス南	1月24日(木)	井上モータース	9:30~16:00
日下部	2月 6 日(水)	振興会 実習場	9:00~16:00
甲府南	2月13日(水)	振興会 実習場	9:00~16:00
市 川	3月 1 日(金)	(有)峡南ホンダ販売 市川店	9:30~16:00

### 車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」12月分当選発表

事業場	認証	支部	当選番号	事業場	認証	支部	当選番号
芦沢自動車整備工場	27	甲府東	510	(有)堀田自動車工場	669	南アルプス北	7474
有泉自動車(株)	788	甲府東	5292	河野自動車整備工場	963	市川	2310
青柳自動車工業所	16	甲府西		カーショップ昭和	1277	市川	6882
三友自動車工業(有)	15	甲府南	7624	(株)稻葉工業	63	南巨摩南	9359
(株)キリン自動車	411	甲府南	4376	中富自動車整備工場	682	南巨摩北	3776
青木自動車商会	407	甲府北	9006	御坂自動車修理工場	165	東八	4333
東洋モータース	972	甲府北	4734	米山自動車工場	629	東八	2580
大泉自動車整備工場	951	峠北	77	雨宮自動車整備工場	790	東八	5468
(有)輿石自動車工業	665	韮崎	4310	長田自動車整備工場	941	東八	5565
山本自動車整備工場	699	韮崎	4426	後藤モータース	509	塩山	1351
久保田自動車整備工場	776	韮崎	8838	三森自動車	799	塩山	23230
樽林モータース	834	韮崎	5096	塩山車検センター協同組合	987	塩山	9398
新津モータース	413	南アルプス南	6316	(株)渡文商会	183	岳麓	9882
(有)山口自動車	115	南アルプス北	5430	岳麓マツダ自動車(株)	292	岳麓	5412
相原自動車工場	605	南アルプス北		宝興自動車整備	1008	大月	1533

## タカタ製エアバックリコールの改修状況の確認方法について(再確認)

タカタ製エアバッグのリコール対象で異常破裂する危険性が高い未改修車両については、平成30年5月より、車検で更新手続きを行わない特例措置を行っています。車検前にエアバックリコールの該当する車両か再度ご確認をよろしくお願ひ致します。

The screenshot shows the FAINES website interface. At the top, there are navigation links for '利用ガイド' (User Guide), 'ご利用前の確認事項' (Pre-use Confirmation Items), and 'ログアウト' (Logout). Below the header, there are sections for '整備関連情報' (Maintenance-related Information), '業界関連情報' (Industry-related Information), '登録情報内容一覧' (List of Registered Information Items), and 'マイページ' (My Page).

**① 情報種類 (参照したい情報を選択して下さい)**

標準作業点数表  
 整備マニュアル情報  
 故障整備事例&アドバイス情報  
 車両データ（サンプリングデータ）  
 サービス・データ  
 技術情報 (Service Information)  
 自動車整備新技術  
 タイヤ適用リム一覧表・横すべり量一覧  
 車台番号・原動機型式打刻位置等図解マニュアル  
 タイミング・ベルト交換要領  
 燃料噴射装置故障対策マニュアル  
 リコール・改善対策など

**② 検索方法選択 (検索方法を指定して下さい)**

個別指定検索  キーワード検索

メーカー名:  車両型式:   
車種名等:  フリード  
車両型式:   かつ(AND)  または(OR)

**③ 検索実行**

※「リコール・改善対策など」は個別指定検索では強調したメーカー全ての情報が検索されます。  
特定の車両のみ検索したい場合は、キーワード検索へ車両型式を入力して検索してください。  
※「キーワード検索」の車両型式は、括弧記号を除いて入力してください。  
(入力例 × DBA-YAS ○ YAS 等)

**④ お知らせ**

2018/12/05 サービスキャンペーン、保証期間延長、自主改善、無償修理のお知らせ [更新](#)  
2018/11/27 [改善済み] 整備マニュアル情報の閲覧が出来ない症状について  
2018/09/14 FAINES停止のご案内【10/6(土)17:30~10/7(日)15:...】  
2018/07/05 OEM車両と供給元メーカー車両の対照表掲載のご案内 [\[更新\]](#)  
2018/05/08 タカタ製エアバッグ リコール未実施車両の改修に関するご協力のお願い [\[更新\]](#)

**⑤ 更新情報**

2018/12/25 整備マニュアル ニッサン e-NV200 : MEO型車 MEO-6010-... [\[詳細\]](#)  
2018/12/25 タイヤ適用リム一覧表・横すべり量一覧 メルセデス・ベンツ 横すべり量の例... [\[詳細\]](#)  
2018/12/25 整備マニュアル 日野 プロフィア : 2017年5月 (2RG/2PG/2KG-...) [\[詳細\]](#)  
2018/12/25 整備マニュアル 日野 セレガ : 2010年8月 (LJG/LKG/LDG/S...) [\[詳細\]](#)  
2018/12/25 整備マニュアル 日野 セレガ : 2014年3月 (QQG/QTG/QRG/Q...) [\[詳細\]](#)

**⑥ 最近閲覧した情報**

① FAINESにログインしていただき  
外部サービスの  
『JASPA(日整連)』を  
クリック

② 『リコール情報検索アプリ』を  
クリック

**車両リコール状況確認**

メーカーを選択し、車台番号を入力してください

メーカー:  車台番号 (半角大文字で入力してください)  
(例) ABC-1234567890

**③ メーカーを選択し  
車体番号を入力**

**④ 『検索する』を  
クリック**

検索対象: 国産自動車(二輪車を含む)

**リコール状況確認手順**

- 【メーカー】より検索する車両のメーカーを選択
- 【車台番号】へ車検証に記載されている車台番号を入力  
※車台番号の記載場所は、下記画像をご参照ください
- 【検索する】をクリック

・自動車車検証はイメージです。実際の車検証とは異なります。

**車台番号の記載場所 (小型・普通・大型・二輪)**

車台番号: 00095 A  
自動車検査証  
車両登録番号: 00095 A  
車両登録年月: 2018年4月  
車両登録月: 4月  
車両登録年: 2018年  
車両登録月: 4月  
車両登録年: 2018年  
メーカー名: ABCD-1234567  
車両番号: 00095 A

**TOYOTA**

クルマ情報  
テクノロジー  
イベント  
CSR・環境・社会貢献  
企画情報  
ニュース  
投稿者情報  
採用情報  
検索  
Global Website  
Select Region  
Facebook Twitter YouTube

該当するリコール等の内容と実施状況の検索結果

入力された車台番号 [ ]  
【ご注意】車台番号について該当するリコール等の内容および実施状況は以下のとおりです。

No.	内容	届出日(開始日)	実施状況
1	ランドクルーザープラドのリコールについて	2006年05月16日(開始)	実施済

【未実施】の項目があるお客様には、お手数をお掛けして頂く申し訳ございませんが、お早めに、販売店へご来店日時をご相談いただき、修理をお受けいただけますよう、お願い申しあげます。  
お近くの販売店がお分かりにならない場合は、[販売店検索](#) [ ] 検索でご確認をお願いします。

【注意】  
\*リコール・改善対策は1999年1月以降の情報を基に、サービスキャンペーンは2002年1月以降の情報を基に検索いたしました。  
\*リコール・改善対策、サービスキャンペーンの修理作業実施後、修復結果に反映されるのに2週間以上かかる場合があります。  
\*実施件数は日本国内における修理の実施状況を表示したものであります。

続けて検索される場合は車台番号を入力し、「検索」ボタンを押してください。

車台番号: (半角英数字) ABC123 - (半角英数字) 1234567 検索

お問い合わせ先  
白鷺連絡窓口(非検討)をご用意いたぐとスムーズな対応が可能です。

トヨタ自動車株式会社 お客様相談センター  
フリーダイヤル: 0800-700-7700  
受付日: 365日年中無休 受付時間: 9:00~18:00

レクサスインフォメーションデスク  
フリーダイヤル: 0800-500-5577  
受付日: 365日年中無休 受付時間: 9:00~18:00

**⑤ 検索結果が表示されますので確認をしてください。**

FAINESは基本料金でこの他にも、整備マニュアルや自動車整備標準作業点数表等を閲覧できますのでぜひご活用してください。

入会金（振興会会員価格） 12,000円+税（登録時のみ）

基本料金（振興会会員価格）月額1,500円+税（全ての情報が見放題となります）

### ひき逃げ交通事故等の検査に関する情報提供ホームページをご確認ください

会員の皆様には「ひき逃げ交通事故等の検査に関する情報提供」についてご協力を頂いておりますが、各支部連絡網等による連絡の他にホームページ並びに車検予約システムトピックス欄においても、同じく情報提供のお願いを掲載しておりますので、ぜひ定期的なご確認をよろしくお願ひいたします。



## 放置違反金滞納者情報照会における同意書と継続検査(車検) OSS等の際に使用する承諾書の書式統合について

自動車整備事業者は、車検を受ける自動車について、車検拒否の対象となっているか否かを照会する際に、車両の使用者から得る「放置違反金滞納情報照会書（整備事業者用）兼同意書」（以下「同意書」という。）と、OSS申請による継続検査（車検）等の際に指定整備事業者が交付する保安基準適合証や自賠責保険情報を電子的に登録情報処理機関に提供すること等について、自動車使用者から得ておく必要がある「継続検査（車検）における確認事項及び承諾書」（以下「承諾書」という。）の各々に署名、押印を頂いておりますが、今般、その負担軽減を図るため、下記の通り「承諾書」と「同意書」の統合版書式が追加された旨の通知が、（一社）日本自動車整備振興会連合会 事業部・情報システム部から、当会に通知がありましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 新書式

- ①同意書と承諾書の統合版：別添1参照
- ②記載例：別添2参照

#### 2. 従来の書式

- ①同意書：これまでと同様に使用可能です。
- ②承諾書：統合版にあわせ文言を一部更新のため差替え。（別添3参照）

#### 3. 新書式の運用時期

平成30年12月25日から

#### 4. 新様式のHPへの掲載

- ①放置違反金滞納車情報照会システム：<https://www3.jaspa.or.jp/>
- ②日整連自動車情報サイト：<https://www.jaspa.or.jp/portals/ossuser/index.html>

## 車検を受けられるお客様へ

継続検査（車検）のお手続きに際して下記事項についてご確認いただき、ご承諾下さいますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1. 放置違反金滞納情報照会について

平成18年6月から、都道府県公安委員会（警察）が放置駐車違反の車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる制度がスタートし、この命令を受けたにもかかわらず、放置違反金を支払わないまま都道府県公安委員会から督促を受けた方は、これを納付しなければ、当該命令に係る自動車の次の車検（継続検査又は構造等変更検査）を完了することができないこととなりました（道路交通法第51条の7第1項及び第2項）。

したがって、放置違反金を滞納されている方は、速やかにこれを納付し、その証明書を車検に際してご提示いただくようお願い申し上げます（納付いただけない場合は、法令の規定により、都道府県公安委員会が行う滞納処分の対象となります。）。

納付書をお持ちでない方は、再発行いたしますので、各都道府県警察本部交通部にお問い合わせ下さい。

また、車検業務を円滑に完了するため、自動車整備事業者が皆様及び皆様のお車に関する情報を警察に照会し、必要な確認を行う場合には、以下の同意書が必要となります。

警 察 庁  
国 土 交 通 省

### 2. 継続検査（車検）の電磁的方法による申請手続きについて

平成29年4月より、継続検査（車検）に必要な書類の作成や申請手続きを電磁的方法により行うことが可能となりましたが、電磁的方法により行う場合は、法令の規定により、事前にお客様（使用者）の承諾を頂くことが必要となっています。（法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう。）

事業場名

### 放置違反金滞納情報照会における同意書 継続検査（車検）における確認事項及び承諾書

#### 1. この度、継続検査等の申請を貴社（店）に依頼するにあたり、貴社（店）が私及び私の

軽自動車 登録自動車 二輪車

に係る放置違反金の滞納の有無に関する情報を（自動車整備振興会を通じて）警察に照会・確認することに同意します。

#### 2. 継続検査（車検）の電磁的方法による申請手続きに関してチェックを付けた事項について承諾します。

##### ①【継続検査（車検）申請に関する委任について】

継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。

##### ②【継続検査（車検）に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾】

保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

※「電磁的方法」とは：紙による申請や関係書類の国への提出に代えて、電子データにより国へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査（車検）の手続き以外には使用されません。

登録番号又は車両番号（二輪の小型自動車又は検査対象軽自動車）

車台番号

ご記入日

年 月 日

使用者の氏名（社名）

印

※記名・押印又は自署

### 放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）

年 月 日

御中

上記1の同意書に係る自動車について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

認 証 番 号 : \_\_\_\_\_

整備事業者名 : \_\_\_\_\_ 印

電 話 : \_\_\_\_\_

F A X : \_\_\_\_\_

## 「放置違反金滞納情報照会における同意書」

## 「継続検査（車検）における確認事項及び承諾書」

## 「放置違反金滞納情報照会書」

記入例

**車検を受けられるお客様へ**

継続検査（車検）のお手続きに際して下記事項についてご確認いただき、ご承諾下さいますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

**1. 放置違反金滞納情報照会について**

平成18年6月から、都道府県公安委員会（警察）が放置駐車違反の車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる制度がスタートし、この命令を受けたにもかかわらず、放置違反金を支払わないまま都道府県公安委員会から督促を受けた方は、これを納付しなければ、当該命令に係る自動車の次の車検（継続検査又は構造等変更検査）を完了することができないこととなりました（道路交通法第51条の7第1項及び第2項）。

したがって、放置違反金を滞納されている方は、速やかにこれを納付し、その証明書を車検に際してご提示いただくようお願い申し上げます（納付いただけない場合は、法令の規定により、都道府県公安委員会が行う滞納処分の対象となります）。

納付書をお持ちでない方は、再発行いたしますので、各都道府県警察本部交通部にお問い合わせ下さい。

また、車検業務を円滑に完了するため、自動車整備事業者が皆様及び皆様のお車に関する情報を警察に照会し、必要な確認を行う場合には、以下の同意書が必要となります。

警 察 府  
国 土 交 通 省

**2. 継続検査（車検）の電磁的方法による申請手続きについて**

平成29年4月より、継続検査（車検）に必要な書類の作成や申請手続きを電磁的方法により行うことが可能となりましたが、電磁的方法により行う場合は、法令の規定により、事前にお客様（使用者）の承諾を頂くことが必要となっています。（法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保険法第9条第2項、同施行令第1条をいう。）

**放置違反金滞納情報照会における同意書  
継続検査（車検）における確認事項及び承諾書**

1. この度、継続検査等の申請を貴社（店）に依頼するにあたり、貴社（店）が私及び私の

軽自動車  登録自動車  二輪車 ②

に係る放置違反金の滞納の有無に関する情報を（自動車整備振興会を通じ）③ 警察に照会・確認することに同意します。

2. 継続検査（車検）の電磁的方法による申請手続きに関してチェックを付けた事項について承諾します。

① [継続検査（車検）申請に関する委任について]  
 ④ [継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。  
 ⑤ [自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。  
 ⑥ [個人情報の取り扱い]※「電磁的方法」とは、紙による申請や関係書類の提出に代えて、電子データにより国へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査（車検）の手続き以外には使用されません。

④ [継続検査（車検）に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾]  
 ⑤ [保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

⑥ [車両登録番号又は車両番号（二輪の小型自動車又は検査対象軽自動車）] ⑥

⑦ [車台番号] ⑥

ご記入日 年 月 日

使用者の氏名（社名） ⑦ 印

※記名・押印又は自署

**放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）**

⑧ 御中

上記1の同意書に係る自動車について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

認 証 番 号 : \_\_\_\_\_

整備事業者名 : \_\_\_\_\_ 印

電 話 : \_\_\_\_\_

F A X : \_\_\_\_\_ ⑨

⑩ 送信する都道府県警察本部の名称を  
記入して下さい

⑪ 会社名・営業所（支店）名・担当者名を記入し、担当者の印を押して下さい。  
(例) ○○自動車㈱△△営業所（支店）日整太郎㊞

※インターネット照会の場合は、⑧、⑨は不要です。

①事業場名  
(例)○○自動車㈱△△営業所（支店）②車両選別  
・該当する欄に✓を記入してください。③振興会を介して代理照会する場合は、  
(自動車整備振興会を通じて)  
の文字を丸囲みして下さい。④[継続検査（車検）申請に関する委任]について  
・電子申請することに承諾する場合は✓を記入して下さい。④[継続検査（車検）に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾]  
・保安基準適合証を電磁的方法により提供することに承諾する場合は✓を記入して下さい。

⑤[賠責保険（共済）情報を電磁的方法により提供することに承諾する場合は欄にレ点を記入して下さい。]

⑥車両選別  
・車検証に記載されている番号標の番号及び車台番号を記入して下さい。⑦[個人ユーザーの場合]  
・使用車が署名した場合は、押印は不要です。  
・記名（ゴム印又は使用車以外の記入等）の場合は押印が必要です。⑧[法人ユーザーの場合]  
・会社名の記入及び車検依頼者の署名（記名の場合は押印）が必要です。

車検を受けられるお客様へ

平成29年4月より、継続検査（車検）に必要な書類の作成や申請手続きを電磁的方法により行うことが可能となりましたが、電磁的方法により行う場合は、法令の規定により、事前にお客様（使用者）の承諾を頂くことが必要となっています。（法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう。）

つきましては、継続検査（車検）の手続きを円滑に完了するため、下記事項についてご確認いただき、承諾下さいますようご理解とご協力を願い申し上げます。

-----以下、お客様ご記入欄-----

### 継続検査（車検）における確認事項及び承諾書

継続検査（車検）の電磁的方法による申請手続きに関してチェックを付けた事項について承諾します。

① [継続検査（車検）申請に関する委任について]

- 継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。

② [継続検査（車検）に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾]

- 保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

- 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

※ 「電磁的方法」とは：紙による申請や関係書類の国への提出に代えて、電子データにより国へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査（車検）の手続き以外には使用されません。

登録番号又は車両番号（二輪の小型自動車又は検査対象軽自動車）

ご記入日 年 月 日

使用者の氏名 印  
(社名) ※記名・押印又は自署

## 確認事項及び承諾書の記載例

### 車検を受けられるお客様へ

平成29年4月より、継続検査（車検）に必要な書類の作成や申請手続きを電磁的方法により行うことが可能となりましたが、電磁的方法により行う場合は、法令の規定により、事前にお客様（使用者）の承諾を頂くことが必要となっています。（法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう。）

つきましては、継続検査（車検）の手続きを円滑に完了するため、下記事項についてご確認いただき、承諾下さいますようご理解とご協力をお願い申上げます。

-----以下、お客様ご記入欄-----

### 継続検査（車検）における確認事項及び

継続検査（車検）の電磁的方法による申請手続きに関してチ  
項について承諾します。

① [継続検査（車検）申請に関する委任について]

継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必  
要な情報を提供すること及び申請を委任すること。

② [継続検査（車検）に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾]

保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法  
により登録情報処理機関に提供すること。

自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任  
すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供

\* 「電磁的方法」とは：紙による申請や関係書類の提出に代えて、電子データにより国  
へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査（車検）の  
手続き以外には使用されません。

登録番号又は車両番号（二輪の小型自動車又は検査対象軽自動車）

ご記入日 年 月 日

使用者の氏名  
(社名)

※記名・押印又は自署

[継続検査（車検）申請に関する委任について]

- ・電子申請することに承諾する場合は欄にレ点を記入して下さい。

[継続検査（車検）に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾]

- ・保安基準適合証を電磁的方法により提供することに承諾する場合は欄にレ点を記入して下さい。

- ・自賠責保険（共済）情報を電磁的方法により提供することに承諾する場合は欄にレ点を記入して下さい。

- ・車検証に記載されている番号標の番号を記入して下さい。

- ・ご記入した「年月日」を記入して下さい。

[個人ユーザーの場合]

- ・使用者が署名した場合は、押印は不要です。
- ・記名（ゴム印等での記入）の場合は、押印が必要です。

[法人ユーザーの場合]

- ・会社名の記入及び車検依頼者の署名（記名の場合は押印）が必要です。

- ・車検を依頼されました事業場の「事業場名」、「所在地」等をゴム印等を利用して記入して下さい。

## 「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」の一部改正について

国土交通省より、「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」下記とおりプレスリリースされましたのでお知らせいたします。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 30 年 11 月 30 日  
自動車局環境政策課

### 交換用マフラーを備えた四輪自動車等の騒音規制の取扱いを見直します ～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正について～

新車時の近接排気騒音が車種毎に定められた一定の値を超える四輪自動車等に交換用マフラーを備える場合、新車時の騒音から悪化しないことを確認する相対値規制を導入する等の改正を行います。

#### 1. 背景

本日、「自動車騒音の大きさの許容限度」（昭和 50 年環境庁告示第 53 号）が改正され、交換用マフラーを備えた車両のうち一部の四輪自動車等の近接排気騒音について、車種毎に上限値を定めた絶対値規制に代え、使用過程時において新車時の騒音から悪化しないことを確認する相対値規制を導入することとなりました。

これに対応するため、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）について改正を行います。

#### 2. 改正概要

新車時の近接排気騒音が車種毎に定められた一定の値<sup>※1</sup>を超える四輪自動車等に対して交換用マフラーを備える場合は、使用過程における近接排気騒音が新車時から悪化しないこと<sup>※2</sup>を確認する相対値規制を適用します。また、これに伴い、近接排気騒音の測定方法について所要の改正を行います。

なお、交換用マフラーを備えた車両のうち一部の二輪自動車等については、昨年 12 月に同様の改正を行っております。

##### ※1 車種毎に定められた一定の値

- ・乗合車・貨物車（車両総重量 3.5t 超、最高出力 150kW 超） : 94dB
- ・乗合車・貨物車（車両総重量 3.5t 超、最高出力 150kW 以下） : 93dB
- ・乗合車・貨物車（車両総重量 3.5t 以下） : 92dB
- ・乗用車（車両後部にエンジンを有するもの） : 95dB
- ・乗用車（車両後部にエンジンを有するもの以外のもの） : 91dB

##### ※2 新車時の近接排気騒音（車検証等に記載）に 5 dB を加えた値以下であること。

例：乗用車（車両後部にエンジンを有するもの以外のもの）

新車時の近接排気騒音 : 92dB (>91dB)

規制値 : 92+5 = 97dB



#### 3. スケジュール

公布・施行 : 11 月 30 日（本日）

#### 問い合わせ先

自動車局 環境政策課 : 河野、副島

電話: 03-5253-8111 (内線 42532)、03-5253-8604 (直通) FAX: 03-5253-1636

## 軽自動車の「自動車検査証等出力用紙」の意匠変更について

軽自動車検査協会より、平成31年1月から自動車検査証等出力用紙が意匠変更される旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、変更される自動車検査証等出力用紙については、各事務所等で使用している現行出力用紙がなくなり次第、順次使用開始される予定となっております。

平成31年  
1月以降

# 軽自動車の 車検証用紙が 変わります。

見本品

変更前

変更後

見本品

The image shows a comparison between the old and new versions of the Keikenkyo (light motor vehicle inspection organization) inspection certificate. The 'Change Before' section shows the original document with a red curved arrow pointing to it. The 'Change After' section shows the revised document with a yellow circle highlighting the word '見本品' (sample). Both documents include a small illustration of an orange van.

※新用紙の使用開始日は各事務所等により異なります。  
※お手元の各種証明書(旧用紙)は、引き続き有効です。

軽自動車検査協会ホームページ: <http://www.keikenkyo.or.jp/>



# 山梨県総合交通センターの広告付き案内板の設置について

山梨県総合交通センターには年間約15万もの利用者が訪れます。

山梨県警察では、新たに平成30年11月1日より、来場者の利便性向上と案内情報提供を目的とした総合案内板デジタルサイネージを設置しました。

当会においても、点検整備推進と入庫促進対策の実施のため、経営委員会において広告媒体の研究と活用についての検討をした。11月1日より山梨県総合交通センターの広告付案内板に協賛し、次の点検整備啓発に関する動画と固定広告をそれぞれ総合案内板デジタルサイネージ4箇所、固定広告4箇所に掲出しましたのでお知らせします。

## 記

◇設置場所 山梨県総合交通センター  
(山梨県南アルプス市下高砂825番地)

◇掲載内容 点検整備推進・入庫促進対策・国の認証を受けたAMSマークの整備工場のPRなど  
(公共情報と共に協賛事業者がお知らせしたい情報を山梨県内のドライバーの皆様に発信する。)



◇設置日 11月1日より

## 固定広告



## デジタルサイネージ広告(約15秒間)



## 携帯メールを利用した情報配信サービスをご利用ください

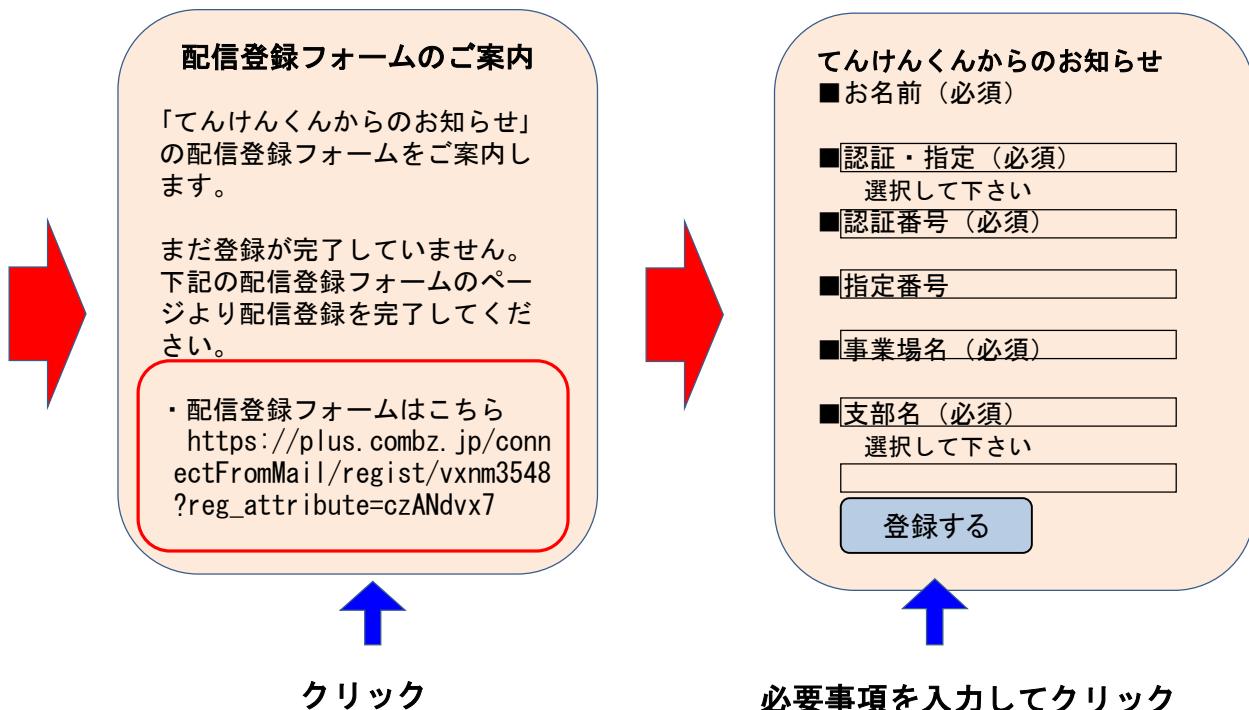
現在振興会・商工組合からの情報は、会報とホームページで提供しておりますが、会員の皆様の携帯電話へメールで、研修・講習などの日程やその他お知らせを配信するサービスを開始しました。「受講を忘れていた」や「受講日を知らなかった」などを防げるサービスです。お申し込みは、次のとおり簡単でスピーディーに登録できますので、是非ご利用下さい。なお、ガラケー・スマートフォン、どちらでもご利用できます。

### 登録の手順

①携帯電話から下のQRコードを読み取るとメール作成画面に切り替わり、宛先に空メール用のメールアドレスが自動的に挿入されます。そのアドレスに空メールを送信します。



②本登録用アドレスが記載されたメールが返ってきますので、本登録用アドレスにアクセスし必要事項を入力して登録します。



③登録が完了しサーバーにリスト化され、登録完了メールが届きます。

登録完了メール以降、隨時、携帯電話へ各種情報がメール配信されます。

(タイトルが表示されない機種もあります。)

### 配信登録が完了しました

「てんけんくんからのお知らせ」  
の配信登録が完了しました。  
ご登録いただき、ありがとうございます。

#### ●配信されるメール

- ・メールの差出人名  
山梨県自動車整備振興会
- ・メールの差出人名  
sidou@ams-net.jp

### 整備主任者（技術）研修のお知らせ

平成30年1月18日（木）

該当支部 甲府東・甲府北

受付時間 9:00~9:30

研修時間 9:30~17:00

受講料 6,750円

※なお、メールが届かない場合は、携帯電話のメール受信設定等をご確認下さい。

(例：迷惑メールフィルター・メール拒否設定など)

### 配信情報の例

1. 整備主任者（法令）研修
2. 整備主任者（技術）研修
3. 検査員研修
4. 検査員教習
5. 技術講習所案内
6. 各種研修会（スキャンツール・ウインチ運転者・ハイブリッド・EV車整備）
7. ひき逃げ交通事故等の検査に関する情報提供
8. 商工組合商品

### 四輪アライメントテスタ利用について

教育実習棟の四輪アライメントテスタ及びリフトについては、教育機材としての活用のみならず組合員の皆様にも有効利用頂くため、「四輪アライメント講習」受講済み組合員を対象に有償で貸出しています。

なお、四輪アライメント講習を未受講の方でテスタ利用希望される場合は「個別講習による測定」を有償にて利用も可能ですのでご相談下さい。

個別講習は1名10,800円。次回からは「講習受講済者」として扱い、1回、1台3,240円（税込）の料金で利用できます。

通常講習も計画しているのでご参加ください。（受講料1名、2,100円）

12月は、5件の四輪アライメント・テスタの利用がありました。

1. ホンダステップワゴン 事故板金によりアライメント確認。  
RF 5 フロント、リヤ右トウ基準値外。  
トウ調整。  
試運転の結果良好。 (甲府南支部の会員より)
2. トヨタ 86 事故板金からアライメント確認。  
ZN 6 フロントトウ基準値外。  
ハンドル位置ずれ。  
フロントトウ調整。  
試運転の結果良好。 (南ア北支部の会員より)
3. スズキ ワゴンR 事故修理後のアライメント確認。  
MH 23S フロント左キャスター3分の狂い。  
修正不能。  
他基準値で直進性等問題ないため様子を見る。  
(甲府東支部の会員より)
4. ダイハツ キャスト 足回り部品交換からアライメント調整。  
LA 260S ハンドル位置狂い。  
フロント左右トウ基準値外。  
トウ調整にてハンドル位置も修正。  
試運転の結果良好。 (岳麓支部の会員より)
5. ホンダステップワゴン リヤタイヤ左右早期内ベリ。  
RF 8 ダウンサス交換済み。  
左右トウが5mm前後インに傾いていた。  
リヤトウ左右調整。  
スラスト角をゼロ度にして終了。  
試運転の結果良好と思われるが、様子を見てもらう。  
(韮崎支部の会員より)



### スキャンツール利用状況について（12月分）

12月のご利用は9台でした。

12月

機種	HDM3000	DST-2	G-Scan	DT-3300	その他	合計
貸出数	2	0	4	3	0	9

## 四輪アライメント・テスタ利用申込書及び借用書

### 山梨県自動車整備商工組合 御中

「四輪アライメント・テスタ」下記利用要領について十分承知しましたので借用願います。

利用希望日	年 月 日 午前・午後		支部名	支 部
認証番号	8 -	事業場名	(印)	
使用者			TEL	( )

### 車両情報

車両メーカー名		車 名			
初年度登録年月	年 月	型 式			
車台番号			エンジン型式		
グレード			車両データ	有・無	事務局記入欄

借り受けのテスタ等が、万が一不具合を生じた場合には、職員及び利用者と共に立会い確認し不具合部位修復に係る動産保険の保険免責費用 10,000円は利用事業場が費用を負担することを承知します。

受付日	受付者	日程確認	受講確認	立会予定者	振興会確認	使用者確認
平成 年 /		平成 年 / 午前・午後	平成 年 /			

## スキヤンツール利用申込書及び借用書

### 一般社団法人山梨県自動車整備振興会 御中

品名	ツール本体	日立 HDM3000 デンソー DST-2 インターサポート G-Scan 日本ベンチャーDT-3300			
	付属品類	取扱い説明書	ダイアグケーブル	データ取込用CD )	
使用日	平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )				

「貸出し注意事項」について十分承知いたしましたので、下記の機器を貸出し願います。  
なお、借り受けた機器本体を「故障」、「破損」、「紛失」させた場合は、**免責費用を負担**することを承知し、付属品も同様にした場合は、**実費負担**することを承知いたします。

支部名	支部	認証番号	8 -		
事業場名					
事業主名	(印)	TEL	( )		
(注) 貸出しについては基本的に事業主とします。事業主以外への貸渡しの場合は免許証の写しを頂きます。					

※事前に電話にて貸出し可能か確認願います。

※下記の注意事項を必ずご確認頂き、十分承知されてから上記太枠内を記入し**教育課へ仮申し込みのFAX**をして下さい。

※**教育課窓口にて借り受ける時に「申込書及び借用書」を提出**して下さい。教育課 TEL055-262-4422 FAX055-263-4420

受付日	受付者	貸出日	貸出者	故障、欠品確認	受領日	受領者	故障、欠品確認
平成 年 /		平成 年 /			平成 年 /		